

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の告示

● 第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件

(令和6年1月25日総務省告示第19号)

特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の左欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の右欄に定める額とし、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に締結される調達契約について適用する。

区 分	額
物品等の調達契約	3,600万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	27億2,000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億7,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,600万円

● 第3条第1項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額を定める件

(平成7年12月8日自治省告示第208号)

特例政令第3条第1項に規定する総務大臣の定めるところにより算定した額は、次のとおりとする。

1月当たりの予算賃借料又は特定役務の予定価格に48を乗じて得た額

● 第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件を定める件

(平成7年12月8日自治省告示第209号)

特例政令第11条第1項第6号に規定する総務大臣の定める要件は、次のとおりとする。

- 複数の審査員の合議により審査されること。
- 次に掲げる者は建築物の設計に係る案の提出（以下「提案」という。）を行うことができないこと。
 - 審査員
 - 審査員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
 - 提案に関する事務を担当する特定地方公共団体の部局の職員
- 提案の要請を行うに際し、次に掲げる事項が公示されること。
 - 提案に係る建築物の設計の内容
 - 提案を行う者に必要な資格
 - 提案に係る質問を受け付ける場所
 - 提案の場所及び日時
 - 審査員の氏名
 - 審査を行う日
- 審査結果が理由を付して公表されること。